

事務連絡
令和6年9月2日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和6年6月15日、東北局管内の立木販売の事業箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害は、一人作業により薪炭用原木（ミズナラ）の伐倒作業を行っていた被災者（事業主）が、重心が傾いていたミズナラをグラップルで支えて伐採したところ倒れなかったことから、グラップルを操作するためにキャビンへ乗り込もうとした際に、何らかの原因により、ミズナラの伐倒方向が約90°回転して倒れ、被災者の左側面を強打し受災したと推定されるものです。

本災害は、重心が傾いていたミズナラを伐倒するに当たり、伐倒方向を確実なものとするためにくさびを使用するなどの措置を講じなかったこと及びミズナラをグラップルで支えて伐倒するという本来の用途以外にグラップルを使用したことにより受災したと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態であります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和6年8月30日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和6年6月15日、東北森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、一人作業により薪炭用原木（ミズナラ）の伐倒作業を行っていた被災者（事業主）が、重心が傾いていたミズナラをグラップルで支えて伐採したところ倒れなかったことから、グラップルを操作するためにキャビンへ乗り込もうとした際に、何らかの原因により、ミズナラの伐倒方向が約90°回転して倒れ、被災者の左側面を強打し受災したと推定されるものである。

本災害は、重心が傾いていたミズナラを伐倒するに当たり、伐倒方向を確実なものとするためにくさびを使用するなどの措置を講じなかったこと及びミズナラをグラップルで支えて伐倒するという本来の用途以外にグラップルを使用したことにより受災したと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業及び緊急連絡体制の整備に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協力を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、元請け事業者から下請け事業者への安全指導の徹底を図るとともに、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。なお、下請け事業者が作業を行う場合は、元請け事業者等に対し、事務所、関係機関等への連絡方法の決定及び周知等の緊急連絡体制の整備・確立等安全対策の徹底を図るよう要請されたい。特に立木販売において契約者が他の事業者に作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

さらに、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和6年4月25日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

なお、本件は被災者が事業主であるため労働安全衛生法上の労働災害には該当しないことから、労働災害の件数に含まれない。

記

- 1 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いるなどの伐倒方向を確実なものとするための措置を講じさせること。
(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)
- 2 事業者は、車両系木材伐出機械を、グラップルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等、当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用させてはならない。
ただし、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、作業者に危険を及ぼすおそれのない場合には適用しない。
(安衛則第151条の103、林災防規程第109条関連)
- 3 事業者は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の事項を行わせること。
 - (1) アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。
 - (2) エンジンを止めること。(安衛則第151条の98、第151条の99、林災防規程第117条関連)
- 4 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項（通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等）を定めるとともに、その内容を作業者に周知すること。
(林災防規程第24条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)
- 5 事業者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。
 - (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等または無線通信を使用する場合は、連絡責任者に、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等または無線通信による通信が可能である位置を確認させること。
 - (2) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
 - (3) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。(林災防規程第25条、第26条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。

二 (略)

三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第百五十一条の百三 事業者は、車両系木材伐出機械を、木材グラツプルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合には、適用しない。

(走行のための運転位置から離れる場合の措置)

第百五十一条の九十八 事業者は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 木材グラツプル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系木材伐出機械の木材グラツプルにあつては荷台上の最低降下位置）に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 事業者は、第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該車両系木材伐出機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

(作業装置の運転のための運転位置からの離脱の禁止)

第百五十一条の九十九 事業者は、前条第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転者を当該作業装置の運転のための運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転のための運転位置を離れてはならない。

(ヘッドガード)

第百五十一条の八十六 事業者は、車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

（伐倒作業前の準備）

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

- (1) 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。
- (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。
- (3)～(4) （略）

（伐倒方向と伐倒方法の選択）

第60条 会員は、伐倒方向及びそれに応じた伐倒方法について、次の方法を選択するよう努めなければならない。

- (1) 皆伐等の伐倒方向を自由に選択できる場合において、伐倒方向は、斜め下方向又は横方向を選択すること。
- (2) 伐倒方向を下方向又は上方向とする場合は、選択した方向に伐倒した場合の特質を十分理解して伐倒すること。
 - ア 下方向への伐倒においては、他方向への伐倒に比べて、伐倒木が倒れるときの速度が最も速くなることから、安全に伐倒を行うため、追いつる切りにより伐倒すること。
 - イ 上方向への伐倒においては、伐倒木が倒れるときに元口が跳ね上がることから、受け口と追い口の間の切り残し（以下「つる」という。）の強度を確保するため、つるを切り過ぎないようにすること。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

- 2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

（受け口及び追い口）

第66条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 受け口の深さは、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。なお、胸高直径が20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合は、受け口を作ること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、45度を基本とし、少なくとも30度以上とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させ（以下、この一致した線を「会合線」という。）、かつ、会合線は水平とすること。

(3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。

(4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込み過ぎないこと。

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

(1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

(用途以外の使用の制限)

第109条 会員は、車両系木材伐出機械を本来の用途以外に使用してはならない。ただし、かかり木の処理に使用する場合は適用しない。

(作業装置の運転位置から離れる場合の措置)

第117条 会員は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。

(2) 車両の停止状態を保持するため、駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。

(3) エンジンを止めること。

(ヘッドガード)

第94条 会員は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第95条 会員は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

2 会員は、伐木等機械及び架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業者の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

- 2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。
 - (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - (2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。
 - (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
 - (4) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

(緊急連絡の方法等の確認)

第26条 会員は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) (略)

(作業者に行わせる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日
付け基発1207第3号）抜粋

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1) 作業前の準備

ア 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ 安全な伐倒方向を確認すること。なお、伐倒方向は、斜面の下方方向に対し、45度から105度までの方向を原則とし、このうち45度から75度までの間の斜め方向が望ましいこと。（図1参照）

エ （略）

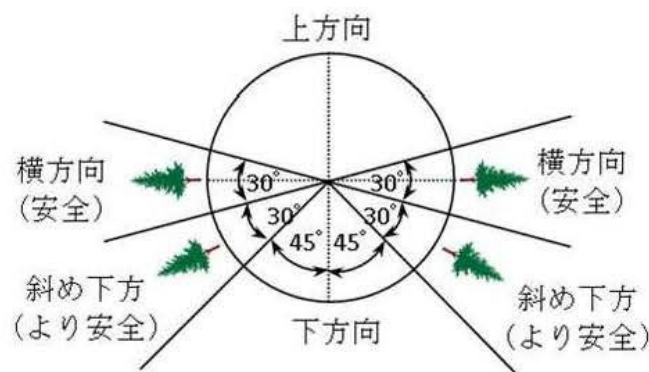


図1 安全な伐倒方向

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ （略）

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ （略）

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(3) 基本的伐倒作業

ア 概要（図2参照）

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し（以下「つる」という。）を正しく残すこと。

なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

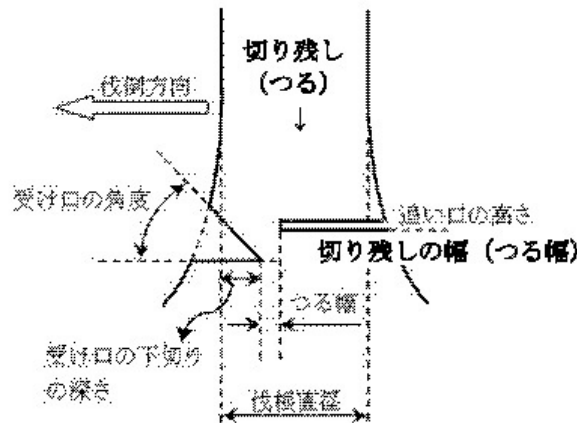


図2 受け口、追い口及び切り残し(つる)の関係

イ 受け口切り (図2参照)

以下の手順により受け口を切ること。

なお、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないこと。

(ア) 必要に応じて、根張りを切り取る。ただし、空洞木、腐朽木、傾き木等については切り取らないこと。

(イ) 受け口の下切りの深さが伐根直径の1/4以上となるように水平に切ること。なお、胸高直径が70センチメートル以上の立木の場合は、1/3以上となるようにすること。

(ウ) 受け口の斜め切りは、下切りに対して30度から45度までの角度で行うこと。このとき、下切り及び斜め切りの終わりの部分を一致させること。

(エ) 斜め切りを先に行い、その後下切りを行うこともできること。下切りを行う場合、下切りを斜めに切り上げることによって受け口の角度をより広くとることは問題がないこと。

ウ 追い口切り (図2参照)

(ア) 追い口切りは、受け口の高さの下から2/3程度の位置とし、水平に切り込むこと。

(イ) 追い口切りの切込みの深さは、つる幅が伐根直径の1/10程度となるようにし、切り込みすぎないこと。

エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、この道の確保及び伐倒方向を確実なものとするため等のために用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるこの道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜きの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

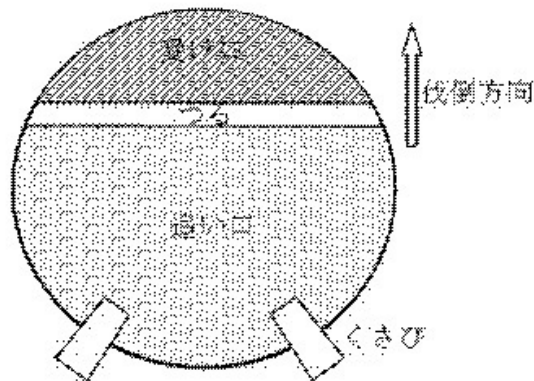


図3 くさびの打ち込み位置の例

オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(4) 追いつる切り (図4参照)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、以下の手順による追いつる切りが安全に伐倒する方法として有効であること。

ア 受け口を切ること。

イ 追い口を切るときに、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れること。突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがあることに留意すること。

ウ チェーンソーで水平切りを行い、一方で、受け口の反対側となる幹の部分を追いつる切りとして残しておくこと。

エ 最後に追いつるを切ることにより、伐倒すること。

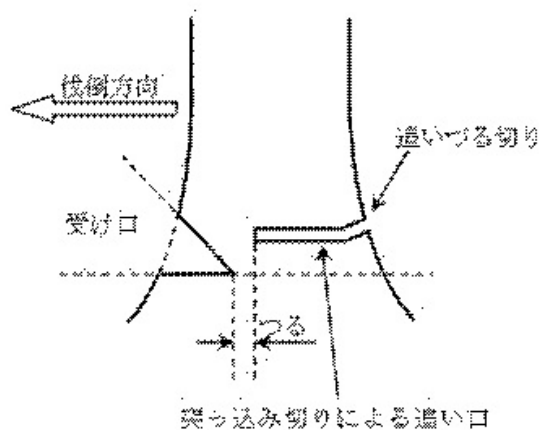


図4 追いつる切り

(5) (略)

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及び PHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

ケ（略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3)（略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

令和 6 年度

<林 野 庁 集 計>

令和6年6月28日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の重大災害報告
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計						1		1
前年度同期累計								0
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

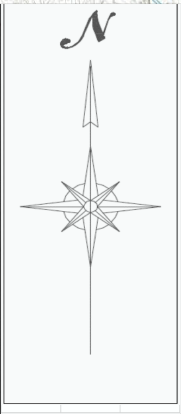
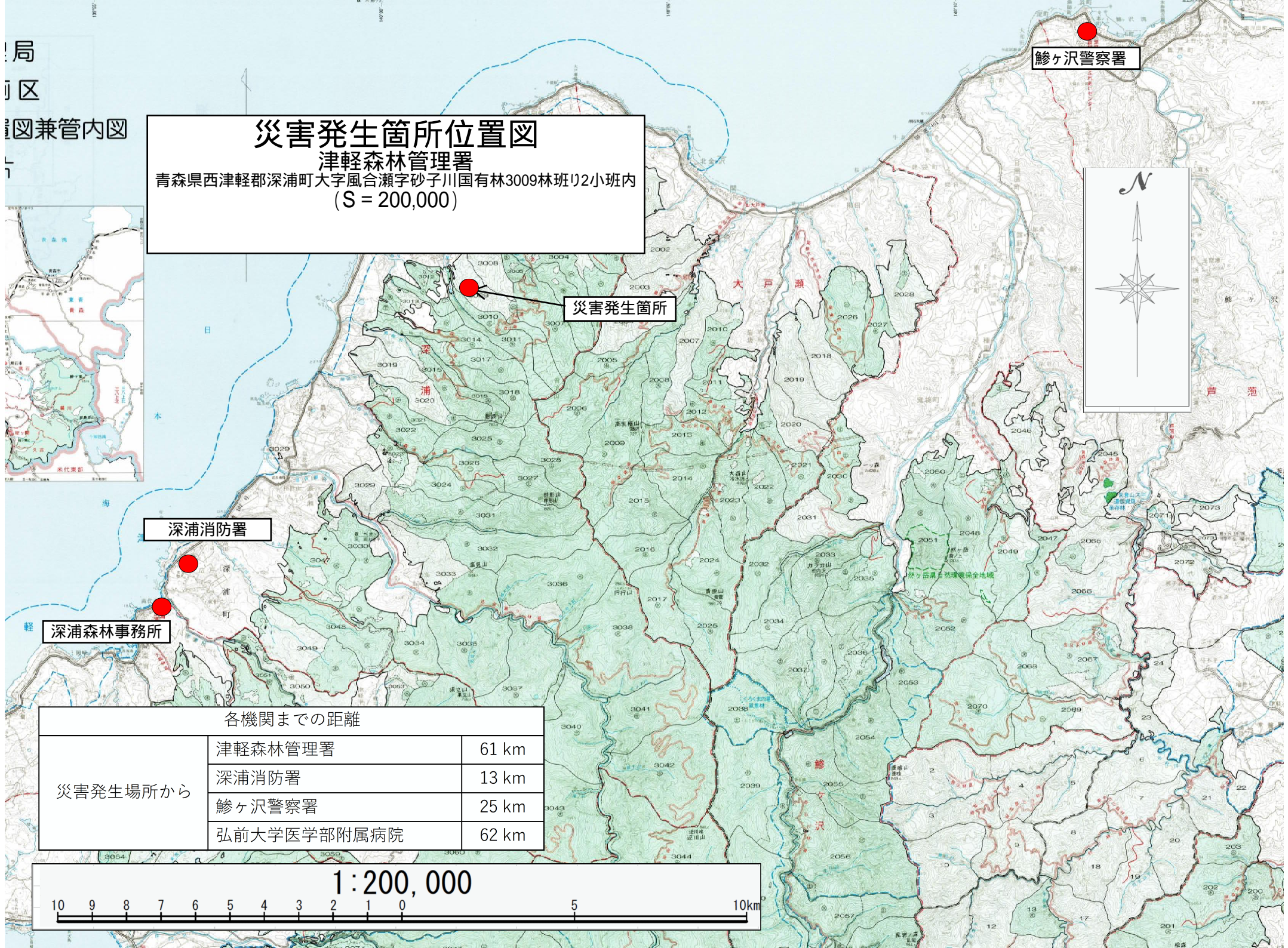
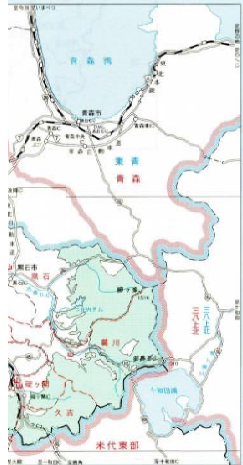
注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 津軽森林管理署
2 事業の種類	立木販売（薪炭共用林野）
3 災害発生日時等	令和6年6月15日（土）7時15分～22時25分頃発生（推定） （死亡：令和6年6月15日（土）時刻不明 死因：多発肋骨骨折等による出血性ショック）
4 災害発生場所	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川国有林3009林班り2小班
5 契約相手方	風合瀬（かそせ）薪炭共用林野組合 組合長 三浦 佐（たすく）
6 事業実行事業体	小山内林業 代表 小山内 力（一人親方）（5との関係：1次下請け）
7 被災者年齢等	年齢：63歳 性別：男 雇用区分：事業主 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は、6時30分頃に自宅を出て薪炭用原木（ミズナラ）の伐採・搬出のため作業現場へ向かった（被災者の妻は、7時15分頃に携帯電話で被災者へ連絡をしている。その時点で被災者は既に現場に到着していた模様。）。</p> <p>19時になっても被災者が帰宅しないことから家族が警察へ通報し、家族及び親類の案内により警察官が作業現場に出向いて捜索を行った。22時25分頃、エンジンが掛かった状態のグラップルの近くで、顔を地面に突っ伏しあぐらをかいたような状態の被災者を警察官が発見した（フォワーダの運転席には、手つかずの弁当が残されていた）。発見から約1時間後に救急隊員によってその場で死亡が確認され、司法解剖のため弘前市の弘前大学医学部附属病院へ移送された。</p> <p>なお、作業状況や被災状況については、契約相手等への聞き取りや森林管理局・署による調査から推定し、以下のとおり取りまとめた。</p> <p>当日、被災者は、機械の配置状況（チェーンソー1台、グラップル1台、フォワーダ1台）から、チェーンソーによる伐木</p>

	<p>造材、グラップルによる集積・積み込み、フォワーダによる運搬の工程を一人作業により進めていた。</p> <p>被災者は、ミズナラ（胸高直径18cm、樹高14m）の重心がグラップル側に傾いていたことから、伐倒方向をより確実にするため、ミズナラの地上高3m地点をグラップルで支えて伐倒作業を開始した。</p> <p>被災者は、受け口を取り、追い口で切断したものの（クサビの使用跡はない）、ミズナラが倒れなかったことからグラップルのアームを操作するためにキャビンへ乗り込もうとした。そこへ、何らかの原因により、ミズナラがグラップルで支えていた部分を支点に受け口方向から左回りに約90°回転しながら倒れ、被災者の左側面を強打し被災したものと推定される。</p>
10 その他	

災害発生箇所位置図

津軽森林管理署
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川国有林3009林班り2小班内
(S = 200,000)



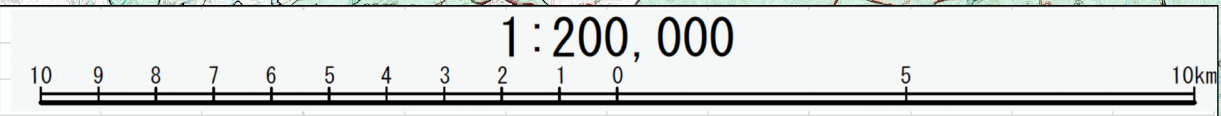
災害発生箇所

深浦消防署

深浦森林事務所

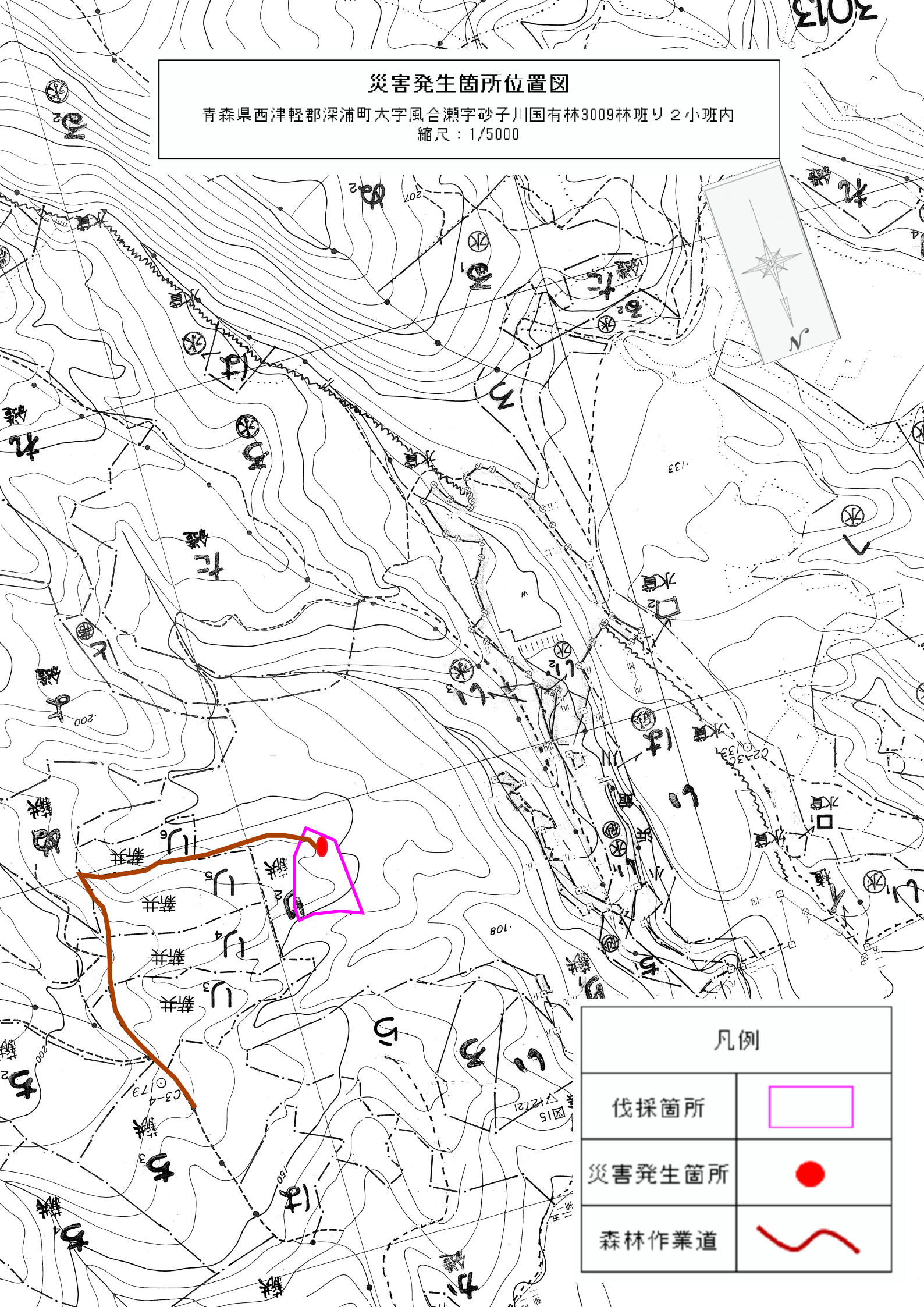
鯨ヶ沢警察署

各機関までの距離		
災害発生場所から	津軽森林管理署	61 km
	深浦消防署	13 km
	鯨ヶ沢警察署	25 km
	弘前大学医学部附属病院	62 km



災害発生箇所位置図

青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川国有林3009林班リ2小班内
縮尺：1/5000



凡例

伐採箇所



災害発生箇所



森林作業道



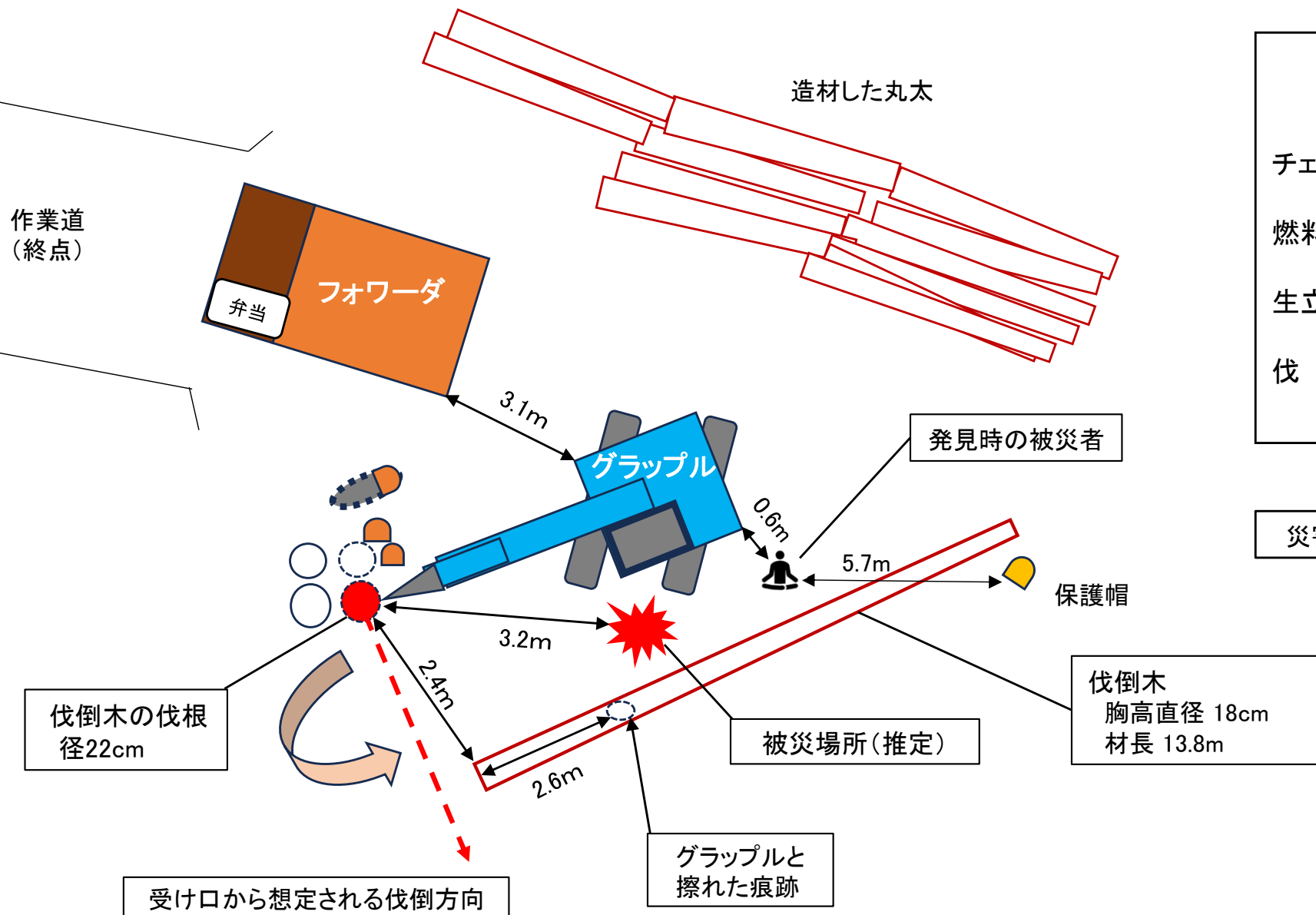
災害発生見取り図

青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川国有林3009り2林小班

<凡例>

- チェーンソー 
- 燃料タンク 
- 生立木 
- 伐根 

災害現場の傾斜: 平坦



※ 弁当、チェーンソー、保護帽の位置は警察からの聞き取りによる

1. 災害発生箇所現況写真(伐倒木と被災者の状況)



① 伐倒木と被災場所(推定)(距離3.2m)



② 赤点線:受け口から想定される伐倒方向
白実線:左回転しながら倒れた方向



③ 左回転しながら被災者の方向へ倒れた伐倒木



④ 発見時にあぐらをかいていた状態の被災者と左側面が破損していた保護帽

2. 災害発生箇所現況写真 (グラップルと伐倒木の接触痕及び伐根と伐倒木のつるの状況)



グラップルと擦れた痕跡



伐根のつるが剥げた位置

〔 赤点線: 受け口から想定される伐倒方向
白実線: 左回転しながら倒れた方向 〕



伐倒木のつる

3. 災害発生箇所現況写真 (伐倒木の伐根と受け口・追い口の状況)



伐根(径22cm)



伐根(高さ43cm)



(上段) 受け口(深さ7cm)



(下段) 追い口(高さ6cm)